

議案第 91 号

多可町ココロン那珂条例の一部を改正する条例の制定について

多可町ココロン那珂条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町ココロン那珂条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町ココロン那珂条例（平成18年多可町条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 コテージの項棟数の欄中「9棟」を「5棟」に改める。

別表第2 コテージの項棟数の欄中「9棟」を「5棟」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

多可町ココロン那珂条例の新旧対照表

現 行					改 正				
別表第 1（第 7 条、第13条関係）					別表第 1（第 7 条、第13条関係）				
区分	棟数	定員	使用料	加算額	区分	棟数	定員	使用料	加算額
コテージ	<u>9棟</u>	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき5,230円	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,090円（小学生未満は1,040円）を加算	コテージ	<u>5棟</u>	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき5,230円	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,090円（小学生未満は1,040円）を加算
(略)					(略)				
別表第 2（第 7 条、第13条関係）					別表第 2（第 7 条、第13条関係）				
区分	棟数	定員	使用料	加算額	区分	棟数	定員	使用料	加算額
コテージ	<u>9棟</u>	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき6,280円	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,750円（小学生未満は1,040円）を加算	コテージ	<u>5棟</u>	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき6,280円	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,750円（小学生未満は1,040円）を加算
(略)					(略)				